



週刊 税のしるべ

第3650号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2025年

主な記事

- 「100億宣言」の申請受付開始 2面
- 少額輸入貨物の免税廃止で議論 2面
- 申告書等をAI-OCRで読み取りへ 3面
- 下請法改正案の施行日は8年1月1日 4面

申告書に源泉控除対象親族を記載

8年分以後の源泉徴収事務を確認

国税庁が4月25日、源泉徴収義務者向けに令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等についての各種情報を公表した(5月5日号1面参照)。これら内容のうち、前号では、7年分の年末調整における留意事項を詳報した。今号では8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項を中心に伝える。

申告書、税額表は順次掲載

8年分以後の給与の源泉徴収事務では、従業者から提出を受ける「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(二つをあわせて扶養控除等申告書)と「源泉控除対象親族」の記載が正しく行われているかを、確認の上、新たな源泉徴収税額表に基づき、この7年度改正で特定親族特別控除が創設されたことに伴って、8年分以後は「源泉控除対象親族」を記載することになる。

政府税調 基礎控除等の適時引上げ議論へ

7年度税制改正法附則に明記の事項

政府税制調査会(会)長川翁百合日本総合研究所理事長は15日、第5回総会を開催した。令和7年度税制改正では、所得税と個人住民税において物価上昇局勢における税負担の調整及び就業調整への対応が措置されたところ、7年度税制改正法の附則には、物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の適時の引上げの具体的な方策の検討が明記されている。これを踏まえ、政府税調では、専門家会合においてその検討を行うこととした。年末に行われる与党の税制改正議論に向けて意見をまとめることも視野に入れて、議論を進めるとしている。

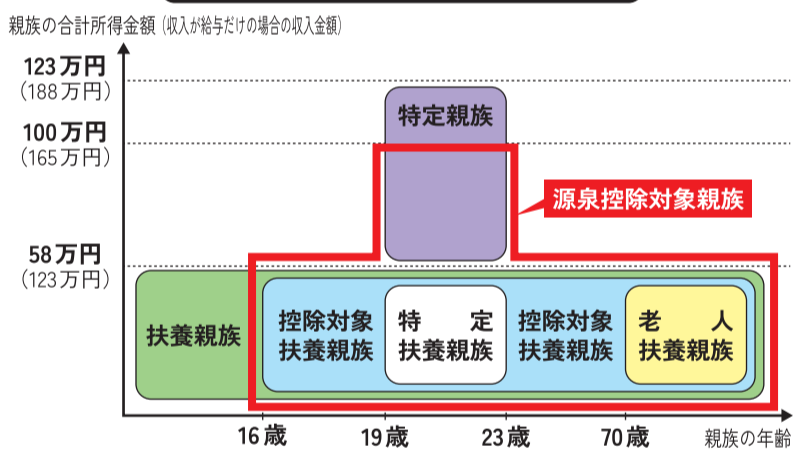
同附則では、①我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人の課税を是しめとする影響も勘案しつつ、物

除対象親族」を記載することになる。

給与の源泉徴収事務での源泉控除対象親族は、①控除対象扶養親族と②居住者と生計を一にする親族(里子を含む、配偶者、青色事業専従者として給与を支払う受ける人および白色事業専従者を除く)のうち19歳から22歳までで合計所得金額が58万円超100万円以下の人のいずれかに

この源泉控除対象親族は、①控除対象扶養親族と②居住者と生計を一にする親族(里子を含む、配偶者、青色事業専従者として給与を支払う受ける人および白色事業専従者を除く)のうち19歳から22歳までで合計所得金額が58万円超100万円以下の人のいずれかに

給与の源泉徴収事務での源泉控除対象親族



該当する人という。この中で、控除対象扶養親族は居住者と生計を一にする親族で合計所得金額が58万円以下の人のうち16歳以上の人を指す。居住者と生計を一にする親族で合計所得金額が58万円超100万円以下の人は、特定親族に該当するが、すべてが源泉控除対象親族になるわけではなく、源泉控除対象親族として特定親族特別控除が給与からの源泉徴収の適用できるのは合計所得金額が100万円以下の場合に限られる(扶養控除等申告書に所得の見積額を記載)。

また、拡充枠については、経営力向上計画申請前60日以内に取得した設備を対象とする例外措置は適用されないとしている。中企庁では、拡充枠を開始する予定で、改正法が4月1日に施行されたことを踏ま

各種控除の在り方について、直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずる、②基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物

中小企業庁は9日、令和7年度税制改正の中小企業経営強化税制の拡充枠(E類型)における留意事項を公表した。それによると、拡充枠では新たに建物対象となる予定だが、投資計画の確認申請前に着手を開始した建物は対象外となることについて注意を呼びかけている。この着手については、建築基準法の規定による確認済証を受けた日となっている。

第21回「税に関する論文」募集

健全企業のブランド
納税協会
租税等に関する研究の奨励及び研究内容の向上等を目的として、広く「税に関する論文」を募集します。

最優秀賞	100万円
優秀賞	50万円
奨励賞	30万円
特別賞	10万円
最優秀賞	50万円
優秀賞	30万円
奨励賞	20万円
特別賞	10万円

応募期間：令和7年4月1日(火)～6月30日(月)
応募方法：納税協会連合会ホームページでご確認ください。
「税に関する論文」検索
<https://www.nouzeikyokai.or.jp>

公益財団法人 納税協会連合会

信頼いただける財協の税務関係図書

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

甲斐裕也 編 ▼A5判・1800頁・定価6050円(税込)

令和7年版 相続税・贈与税関係 租税特別措置法通達逐条解説

●相続税・贈与税関係租税特別措置法通達の趣旨や考え方を、実務における留意事項等を交え逐条的に解説するとともに、通達集として、また解説書としての両面から活用できるよう編集。前版(令和4年4月刊)以降の改正項目を織り込み改訂。

鳴島安雄・富川泰敬 編著／深澤英雄・富川博行・原武彦・近藤隆志・佐藤繁・林浩二 著 ▼A5判・520頁・定価2420円(税込)

令和7年版 税務必携 タックスファイル

●体系的かつ簡潔明瞭に、「各税を網羅的に解説した見やすさ」・「携行できるコンパクトさをコンセプトに、主に税務大学校研究部に勤務経験のある税理士が集まり、「知りたいことがすぐわかる」ように編集。実務に役立ち持ち運びに便利でコンパクトな税務ガイドブック。最新の税額表に対応!!

白津吉弘 編 ▼B5判・300頁・定価1650円(税込)

令和7年版 知っておきたい消費税

●「適格請求書等保存方式」・「適格請求書発行者」や「適格請求書発行者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(いわゆる2割特例)」についてなど前版(令和5年版)以降の改正に対応。

坂野上満 著 ▼A5判・270頁・定価2420円(税込)

改訂版 駆け出し税理士の事務所構築術

―お客様から感謝される事務所を作るときに読む本―
「お客様に感謝される事務所にする」ための9つの視点について解説。

大蔵財務協会 編 ▼A5判・100頁・定価2200円(税込)

令和6年7月9日 裁判事例集 第136集

●国税不服審判所が公表した令和6年7月9日までの公表裁判事例を全て収録。過去の裁判事例集(第112集～第135集)とバックナンバーを取り扱っています。希望の方は弊会にお問い合わせください。※年4回発行の為、定期購読(毎月とも定価の1割引送料サービス)をお勧めします。

2025年5月号 No.39 5月20日発売!! (年4回発行)

株式会社野村資産承継研究所 執筆・監修
▼B5判・フルカラー・180頁・定価1500円(税込)
▼年4回発行(2025年5月号) 年間購読料6000円(税込)

資産承継

★5月号の特集★
〈特集I〉新しい公益法人制度
〈特集II〉新しいリース会計基準

2025年5月号 No.39

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい
TEL:03(3829)4141 FAX:03(3829)4001
国税速報センターへ二税のしるべ(電子版、アクセスは、
次のアドレスで) <https://www.zaikeyo.or.jp>

大蔵財務協会 オンラインブックショップ

行政主導で経営者ネットワークを構築

「100億宣言」の申請受付と100億宣言を行うことが補助要件の一つになっている中小企業成長加速化補助金の申請受付がそれぞれ8日に始まった。

宣言企業が対象の補助金事業等も

令和5年2月に中小企業庁が設置した「中小企業の成長経営の実現に向けた研究会」では、中小企業の成長経営の実現に向けた新たな政策の方向性を検討し、これまでに2度の中間報告を行っている。

適正化で基本的考え方を示す 地方税制のあり方検討会

地方税制のあり方に関する検討会では、住所課税の例外となつてきた道庁民税利子割について、税収帰属の適正化を検討しており、9日に開催された第3回では、利子割

「100億宣言」の申請受付を開始

「100億宣言」の申請受付と100億宣言を行うことが補助要件の一つになっている中小企業成長加速化補助金の申請受付がそれぞれ8日に始まった。

少額輸入貨物の免税廃止など議論 諸外国でも見直し相次ぐ

政府税制調査会の経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合(座長 岡村忠生 東京都立大学名誉教授)は13日、第2回会合を開催した。昨年11月の第1回

18日号(2面参照)。第2回会合では、諸外国における課税状況や課税方法などについて、新たな資料が示され、委員からは前回と同様に、問題への対応が必要といった意見があった。

国境を越えたEC取引には一般的に、①国外事業者が、プラットフォーム事業者が管理する国内倉庫にいった

宣言取得企業を対象とする中小企業経営強化税制の拡充(E類型)も夏以降に適用が可能となる予定。ここでは、新たな取組みである100億宣言について、何のために創設されたものなのかや宣言をすることの具体的なメリットを改めて紹介する。

実現に向けた具体的措置、実施体制、経営者のコミット(メッセージ)を盛り込む。宣言は企業の取組みを見える化し、一層の機運醸成を図るため、100億円企業成長ポータルに掲載する。



令和7年4月、東京地方税理士会において、全国初、女性の税理士会会長が誕生した。折しも日本税理士会連合会では、今年7月の理事改選から、多様性推進に向けてクオータ制を導入するとしている。クオータ制は、理事の女性枠を強制的に設定、女性理事の割合を増やす取組み★税理士試験ではすでに、税法科目の受験資格要件の緩和が実施され、「法学又は経済学」に属する科目を少なくとも1科目は履修する必要があるが、科目が「社会科学」に拡充されたため、例えば、文学部や理工学部の大学生・卒業生の受験可能性が広がったとされている★今は多様性の時代とよく言われる。税理士業界におけるこれらの動き、どれだけ影響を与えるかは未知数だが、業界内に変化を望む声は多いだろう。(Y)

置した。座長には慶応 好循環のハブとして成大学の土居丈明教授が長することが重要との見解が示された。日本のイノベーション力の低下が叫ばれている中で、企業がインテリジェントな仕組みを構築し、長期目標を達成し、また大学等が科学技術とビジネスの

がその引き取り時に輸入消費税の納税義務を負うが少額輸入(課税価格1万円以下)が免税対象とされており、これらの取引について国内事業者との間に競争上の不均衡が生じているおそれがある。第2回会合では、プラットフォーム事業者に対する課税について、前回は

信頼と確かな技術の総合建設業!!
株式会社 三村興業社
代表取締役 小笠原 國男
本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131
一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
https://www.15mimura.co.jp

北国津軽が育んだ、手造りのお酒
豊盃醸造元 三浦酒造株式会社
〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1
TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581
●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

8年度

KSK2への刷新に伴い申告書等を改定

ドラフト版を公表 AI-OCRを導入

国税庁のシステム刷新に伴い、申告書等の様式が改定される。国税庁では、基幹システムの刷新として、次世代システムとなるKSK2を令和8年度に導入する予定。現在、申告書等の一部の書面については、OCRで読み取っているところ、KSK2では、AI-OCRを導入し、書面提出された申告書、申請書等をAI-OCRで読み取り、デジタル化(データ化及びイメージ化)する。そのため、現状の申告書、申請書等の様式をAI-OCRの読み取りに適した様式に改定するとしている。レイアウト変更を行う帳票のドラフト版は順次、公表されており、7年4月末時点の総数は2424件となっている。

OCRとは、紙や画像データに含まれる文字をコンピュータで読み取り、テキストデータに変換する機能。このOCRにAI(人工知能)技術を加えたものがAI-OCRで、機械学習による文字認識の向上などが期待できる。

国税庁のAI-OCRの説明では、「フリピッチの文字を認識」となっており、文字の大きさや縦横の向き、欄や余白設定やフォント

トサイズ、枠のサイズなど、軽微な修正も行う予定としている。また、基幹システムの刷新に伴うe-Tax仕様書等の変更については、システム開発部署やソフトウェア開発業者等が開発するソフトウェアにおいて影響が大きい。6年度から順次、ドラフト版の公開、7年の中旬を目途に初回の公開を実施し、その後も、現在稼働しているe-Taxの改修内容を反映して、順次、仕様公開を実施する予定としている。

その中の、中間とりまとめ(素案)では、住宅ローン減税による住宅取得の促進効果、住宅投資額の押上効果の試算、省エネ性能の高い住宅や子育て世帯等に係る借入限度額上乗せ措置の効果などが示されている。その内容はおおむね、「住宅ローン減税により住宅取得が促進されている可能性が示唆された」といった、住宅ローン減税の効果について肯定的な結果となっている。

また、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の効果検証、リフォーム促進税制の効果検証、空き家の譲渡所得3000万円特別控除の効果検証についての結果も示されている。同有識者会議では、6月16日に開催予定の第4回会議において、中間とりまとめを行う

ど、住宅税制のEBPMに関する有識者会議が4月21日に開催した第3回会議の資料を公表した。

「包装」と「パッケージ」の総合メーカー
福助工業株式会社
 福助工業グループは、「環境にやさしい循環型社会実現のため、企業と社会の持続的発展に貢献する事業活動を推進する」という基本理念のもと、様々な活動に取り組んでいます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。
 [本社] 〒799-0495 愛媛県四国中央市村松町190 TEL:0896-24-1111 FAX:0896-23-8745 http://www.fukusuke-kogyo.co.jp/

様式ID NTATK0A020010200

L01 令和 年分の所得税及び復興特別所得税の G01 申告書

有識者会議による資料を記載してください。記載内容は必ずしも確定したものではありません。

年 月 日 提出 提出先 F01 税務署長 生年月日 K01 元号 年 月 日

納税地 区分 K05 郵便番号 F05 個人番号 F02 フリガナ F03 氏名 F04 職業 K02 屋号 K04

上記以外の申告書 令和7年1月1日現在の住所 E01 電話番号 F07

振替継続 G02 青色 G03 分離 G04 国出 G05 損失 G06 修正 G07 特異 G08

(単位は円)

収入金額等	事業	営業等	G09	⑦	G28	税の計算	課税される所得金額(①-⑤)又は第三表上の⑥に対する税額又は第三表の⑨	⑩	G85	000
	農業	農業	G10	④	G29		配当控除	⑪	G66	
	不動産	不動産	G11	②	G30		住宅控除	⑫	G67	
	配当	配当	G12	⑤	G31		政党等寄附金等特別控除	⑬	G68	00
	給与	給与	G13	⑥	G32		住宅耐震改修特別控除等	⑭	G69	
	公的年金等	公的年金等	G14	③	G33		差引所得税額(⑩-⑫-⑬-⑭-⑮-⑯)	⑰	G70	
	雑業	雑業	G15	⑧	G34		住宅耐震改修特別控除等	⑱	G71	
	その他	その他	G16	⑨	G35		災害減免額	⑲	G72	
	短期	短期	G17	①	G36		再差引所得税額(基準所得税額)(⑰-⑲)	⑳	G73	
	長期	長期	G18	②	G37		復興特別所得税額(⑳×2.1%)	㉑	G74	
	一時	一時	G19	③	G38		所得税及び復興特別所得税の額(㉑+㉒)	㉒	G75	
	事業	事業	G20	④	G39		外国税額控除等	㉓	G76	
	農業	農業	G21	⑤	G40		源泉徴収税額	㉔	G77	
	不動産	不動産	G22	⑥	G41		申告納税額(㉓-㉔-㉕-㉖)	㉕	G78	
	利子	利子	G23	⑦	G42		予定納税額(第1期分・第2期分)	㉖	G79	
配当	配当	G24	⑧	G43	第3期分納める税金の税額(㉖-㉗)	㉗	G80	00		
給与	給与	G25	⑨	G44	修正前の第3期分の税額(還付の場合は頭に△を記載)	㉘	G81			
公的年金等	公的年金等	G26	⑩	G45	第3期分の税額の増加額	㉙	G82			
雑業	雑業	G27	⑪	G46	修正前の第3期分の税額(還付の場合は頭に△を記載)	㉚	G83	00		
その他	その他	G28	⑫	G47	第3期分の税額の増加額	㉛	G84			
⑦から⑫までの計	⑦から⑫までの計	G29	⑬	G48	公的年金等以外の合計所得金額	㉜	G85			
総合課税・一時金	総合課税・一時金	G30	⑭	G49	配偶者の合計所得金額	㉝	G86			
合計	合計	G31	⑮	G50	専従者給与(控除)額の合計額	㉞	G87			
社会保険料	社会保険料	G32	⑯	G51	青色申告特別控除額	㉟	G88			
小規模企業共済等掛金	小規模企業共済等掛金	G33	⑰	G52	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	㊱	G89			
生命保険料	生命保険料	G34	⑱	G53	未納付の源泉徴収税額	㊲	G90			
地震保険料	地震保険料	G35	⑲	G54	本年分で差し引く繰越損失額	㊳	G91			
寡婦・ひとり親	寡婦・ひとり親	G36	⑳	G55	平均課税対象金額	㊴	G92	0000		
勤労学生・障害者	勤労学生・障害者	G37	㉑	G56	実働・臨時所得金額	㊵	G93	0000		
配偶者(特別)	配偶者(特別)	G38	㉒	G57	申告期限までに納付する金額	㊶	G94	0000		
扶養	扶養	G39	㉓	G58	延納届出額	㊷	G95	0000		
基礎	基礎	G40	㉔	G59	金融機関名	Z01				
⑬から⑳までの計	⑬から⑳までの計	G41	㉕	G60	支店名	Z03				
雑損	雑損	G42	㉖	G61	預金種類	Z05				
医療費	医療費	G43	㉗	G62	口座番号	Z06				
寄附金	寄附金	G44	㉘	G63	記号番号	Z08				
合計(㉕+㉖+㉗+㉘)	合計(㉕+㉖+㉗+㉘)	G45	㉙	G64	郵便局名	Z07				
税理士署名	税理士署名	G46	30	30	公金受取口座登録の同意	G96				
電話番号(税理士)	電話番号(税理士)	G47	33	33	公金受取口座の利用	G97				
		G48	02	02	通債日付印の年月日	F12				
		G49			作成	G98				
		G50			確認	K22				
		G51			予備	G101				
		G52								

第一表(令和四年分以降用)

四国の菓子
名物かまぼこ
 四国へ来て
 四国を語る
 名物かまぼこの味

社会に貢献する
優良企業

ホームページ
<https://www.kamado.co.jp>
 ネットショップ
<http://www.kamado.jp>

ほう、そうきたか。
 というアイデアで、
 地球の未来を包むこと。

「包装」と「パッケージ」の総合メーカー
福助工業株式会社
 福助工業グループは、「環境にやさしい循環型社会実現のため、企業と社会の持続的発展に貢献する事業活動を推進する」という基本理念のもと、様々な活動に取り組んでいます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。
 [本社] 〒799-0495 愛媛県四国中央市村松町190 TEL:0896-24-1111 FAX:0896-23-8745 http://www.fukusuke-kogyo.co.jp/

下請法等改正案

施行日は8年1月1日に

適切な価格転嫁の定着に向け

国会に提出されている下請代金支払遅延等防止法(下請法)及び同法案は、発注者・受注者の対等な関係に基づき、適切な価格転嫁の定着を図っていくことを目的に、協議を

納付手順動画を公表

eL-QRでキャッシュレス

地方税共同機構は9日、eL-TAX地方税ポータルシステムホームページで「eL-QRを利用したクレジットカード納付手順動画」を公表した。eL-QR(地方税統一QRコード)は、令和5年4月1日から開始され、固定資産税自動車税、軽自動車税などの地方税について、地方自治体から送

着眼大局

<<98>>

人類は、数百万年前に類人猿から系統分岐、多くの種の人類が生滅を繰り返したが、20万年前頃、現生人類が出現、地球上の支配的存在となった。発祥の地はサハラ以南のアフリカと見られる。

人類の起源

現存の人類は、我々、現生人類のみで、その他は絶滅している。人類の起源研究の最近の成果のほんのあらましを紹介する。人類の起源とされる猿人(アウストラロピテクスなど)は今から

657百万年前に類人猿から分岐、アフリカに出現した。脳容積は類人猿と同程度であったが、直立2足歩行、草食。200万年前頃、アフリカでホモ属誕生、肉食もする雑食へ、出アフリカ、北京原人、ジャワ原人、フロレス原人など出現。火を使

性を欠いたとされ、4万年前頃に絶滅したとみられている。20万年前頃(30万年前ともされる)、現生人類がアフリカに出現、6万年前頃、出アフリカ、中東を経て世界各地に拡散、ネアンデルタール人、デニソワ人とも交雑、現代の人類に彼らのDNAが残

前頃)、さらに、古代北ユーラシア集団と共にベーリング海峡を越えてアメリカ大陸(2万年前以降)へ拡散した。止まることなき現生人類の全世界への拡散、生命力には驚きを覚える。彼らの生活は狩猟採集、各地に原始文化遺産を残している。

東へはパキスタン、インドス川流域へ伝播。中国では9000年前頃、揚子江(米)、黄河(雑穀)流域に農業発祥、インド・中央アジアで東発の農業とぶつかった。5000年前頃、ハンガリーからアルタイ山麓までの地域(今のウクライナ地域周辺)に車輪と馬を使うヤムチャ文化発祥。馬車は運輸革命となり、世界に拡散した。農耕牧畜の開始により人類の生活は安定、人口も増加、4大文明が生まれ、人類は大発展の緒に就いた。

えない政令で定める日としていたが、令和8年の春闘に間に合わせるとの趣旨に基づき、8年1月1日とした。修正案は4月18日の衆院経済産業委員会に超党派の議員によって提出され、4月24日に衆院本会議で可決された。現在は参院で審議中だが、すでに委員会では可決されており、今国会で成立すること

3月税収 15.8%増の4兆2058億円

政策金利が影響、源泉分が大幅増 財務省は7日、3月の税収実績をまとめた。同月分税収は、前年同月比15.8%増の4兆2058億円、同月末累計は同5.0%増の55兆4330億円だった。補正予算額7兆4350億円に対する進捗割合は75.5%となっている。

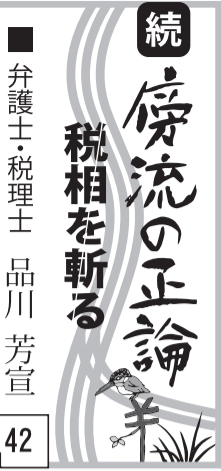
Table with 3 columns: Tax Category (税目), 3 months (3月分), 3 months cumulative (3月末累計). Rows include Income Tax (所得税), Corporate Tax (法人税), Inheritance Tax (相続税), Consumption Tax (消費税), Alcohol Tax (酒税), and Others (その他).

7月期決算法人の中間申告分が中心で、同11.4%増の3686億円と増加した。消費税は、国内分と関税分がともに増加したこと、還付金が期ずれなどのテクニカルな要因により減少したため、同22.9%増の1兆4276億円と大きく増加した。6年分の贈与税の確定申告分が含まれている相続税は、同15.0%増の4751億円と増加した。

株式会社 マルエイ
代表取締役社長 澤田 栄一
本社: 〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101
http://www.maruei-gas.co.jp/

MARUTA
新しい物流サービスを創造していく service creation
丸太運輸株式会社
代表取締役社長 高村 重好
マルタスカイワーク
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。
TEL (052) 872-3311 FAX (052) 871-1531 URL http://maruta.co.jp

給食をもっと楽しく 食卓をもっと笑顔に
アシドミルクPLUS コアコア 国産みかんゼリー
愛知ヨーグ株式会社
本社・工場 愛知県小牧市大字間々原新田中島500 ☎0568-77-3141
名古屋センター 名古屋市名東区よもぎ台 1-1101 ☎052-773-4911



納税者の納税義務の履行は、確定した税額を納付することにより行われる。この税額の確定手続は、国税通則法に定めるところにより、申告納税方式、賦課課税方式及び自動確定方式に区分される。申告納税方式は、最もポピュラーな方式で、納税者の申告により税額を確定すること原則とし、かつ、税務署長の調査・処分によって税額を確定する方式である。賦課課税方式は、専ら税務署長の処分によって税額を確定する方式で、加算税の賦課決定等において用いられる。

次に、自動確定方式は、納税義務の成立と同時に特別の手続を要しないで課税が確定する方式で、予定納税に係る所得税、源泉徴収等による国税、延滞税等がその対象になっている。例えば、源泉徴収による所得税については、利子、配当、給与、報酬、料金その他の源泉徴収すべきものとされている所得の支払のときに納税義務が成立し、同時に、税額が確定することになる。そして、その確定した税額については、給与等を支払う者に源泉徴収義務が課せられ、その源泉徴収義務者が、その確定した税額を所定の期間(給与であれば、支払った月の翌月10日)までに国に納付することになる。

このような自動確定方式と源泉徴収義務については、給与等の支払いに係る税額確定で単純に明確であるから支持される旨の見解もあるようである。しかしそれは表向きの話であって、内実は、国の極めて巧妙な徴税政策であり、その施行においてはむしろ複雑な法律問題を惹起することになる。

例えば、「給与の支払い」については、従業員に対する定期的な給与の支払いであれば全然問題はないであろうが、源泉徴収義務者等の当事者が「給与の支払い」と認識していても(認識できなくても)、税務署長から、一方的に「給与の支払い」があったと認定され、「納税の告知」を受け、強制的な取り立てが行われ

自動確定方式

ることになる。しかも、それが不納付加算税という罰則付きである。これは、実務上、よくあることであるが、法人税の調査において、売上の除外が発覚し、その除外金の使途が不明なときに役員給与の支払いがあったと認定し、その役員給与が損金の額に算入できないということで、法人税の更正と源泉所得税の納税の告知が同時に行われることがある。

このようなことは、売上の除外それ自体が当事者間に争いがあることであり、ましてや、当該売上除外金が経営者に帰属しているか否かについては、その事実を最もよく知っているはずの経営者が否定したときに、何をもちて経営者に帰属していることを認定し得るかは至難なことである。これらの例からみても、「給与等の支払が簡便で明確であるから自動確定方式でよい」とする論理は成り立たないはずである。

さらに、厄介なことは、源泉所得税については、前述のように、給与等の支払と同時に税額が確定しているから、源泉徴収義務者が、その確定税額を少なく納めたり、納めなかったりしても、税務署長が、更正・決定等をして税額を確定し、滞納処分を実施することはできない。そこで、国税通則法は、「第3章 国税の納付及び徴収」のところで、源泉所得税等が法定納期限までに納付されないときは、税務署長が「納税の告知」をして当該税額を取り立てることとしている。

この場合、前述の売上除外の場合には、税務署の法人税部門で、法人税の更正と納税の告知を同時に行うので、納税の告知も課税処分と考へがちである。この場合、課税処分であるところ後3か月を経ると不可争になるのに対し、徴収処分がある5年間争うことが可能になるので、税務署としては、課税処分の方が都合がよいはずである。しかし、最高裁昭和45年12月24日判決では、徴収処分であることを明確にして決着がつかない。

いずれにしても、給与等に係る自動確定方式と源泉徴収制度は、給与等の支払いに係る税負担が簡便で明確であるから設けられているわけではなく、国税の徴収を確実にする必要性から設けられていることとそこに複雑な法律問題があることを認識しておく必要がある。

企業経営者・経理担当者が知っておきたい

重要な税務・実務のポイント

Part2 6

暗号資産の取扱い

平成29年4月に施行された「資金決済に関する法律(資金決済法)」の改正により、仮想通貨の法的な定義が明確化されました。平成30年には企業会計において時価法が導入されたことを踏まえ、平成31年度税制改正により、法人税法においても活発な市場が存在する仮想通貨について時価法を適用することとされました。その後、資金決済法の改正(令和2年5月施行)により、法令上、「仮想通貨」は「暗号資産」へと呼称変更されました。今回は、この暗号資産の取扱いについて解説していきます。

1 暗号資産を譲渡した場合

法人が保有する暗号資産を譲渡した場合の利益は、その暗号資産の譲渡価額とその暗号資産の譲渡原価等との差額とな

期末に保有する暗号資産は原則時価評価

原価法を選定してもみなし譲渡となることに留意が必要

ります。例えば、2,000万円で購入し、その後、0.2BTCを250万円で売却した場合、利益は次の計算式のとおりです。

$$250万円 - (2,000万円 \div 2BTC \times 0.2BTC) = 50万円$$

なお、国内の暗号資産交換業者を通じた暗号資産の譲渡には消費税は課されません。法定通貨等の支払手段と同じ分類とされ、非課税となりますが、課税売上割合の算出に当たって、非課税売上高に含めて計算する必要はありません。

2 暗号資産を期末に保有している場合

法人が期末に有する市場暗号資産(活発な市場が存在する暗号資産)については、一部を除き、原則として時価により評価することとされています。この理由として、「活発な市場が存在する暗号資産は、主に時価の変動により売却利益を得ることや決済手段として利用すること」といった点が挙げられます。

なお、時価と帳簿価額との差額は評価益(含み益)又は評価損(含み損)として計上し、翌事業年度で洗替処理をすることになります。

3 令和6年度税制改正の影響

暗号資産の普及とともに、その保有期間が長期間となる場合も生じてきており、譲渡についての制限その他の条件が付されていることについて公表のための手続きがとられている暗号資産(特定譲渡制限付暗号資産)は、その保有目的が必ずしも「時価の変動により売却利益を得ることや決済手段として利用すること」には該当しないと考えられることから、期末に原価法により評価することができるとされ、期末時価評価の対象外とされました。

この改正は、令和6年4月1日以後に終了する事業年度について適用されています。

なお、期末時価評価を避けるため、期中に譲渡制限を付して、原価法を選定できる特定譲渡制限付暗号資産に該当することとなったとしても、その特定譲渡制限付暗号資産に該当することとなった事実の発生時点でその暗号資産を譲渡し、かつ、その暗号資産を取得したものとみなして、譲渡損益を計算(みなし譲渡)することとなるため、留意が必要です。

Kihara
Electric Appliance & Systems

木原興業株式会社

本社
岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701
TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店
大阪市・今治市

なみを超えろ



檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)
東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

躍進する井原グループ
総合建設業

井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

裁決事例集

239

裁決のポイント

請求人は差押通知を受けるべき者に当たらず、また、借地権に関する記載が不十分であると認められないことから、公売公告処分は違法又は不当ではないとした事例。

原処分庁が納税者G社所有の土地を公売に付するため、公売公告処分をしたところ、土地に借地権を有すると主張する審査請求人が、公売公告処分は違法又は不当であるとして、その全部の取消しを求めた。国税不服審判所は、請求人は借地権者ではあるが、借地上的建物に所有権の登記をしていないことから、差押通知を受けるべき者に当たらず、また、借地権に関する記載が不十分であると認められないことから公売公告処分は違法又は不当ではないとして、請求を棄却した(令和6年9月25日付、公表裁決)。

関係法令等

国税徴収法第55条(質権者等に対する差押えの通知)柱書及び第1号は、質権その他の第三者の権利の目的となつてる財産を差し押さえたときは、国税局長は、これらの権利を有する者のうち知れている者に対し、その旨その他必要な事項を通知しなければならない旨規定している。

事案の概要

納税者G社(滞納会社)とHは、d市e町〇〇の土地の一部について、質貸人を滞納会社、賃借人をHとし、建物所有を目的とする賃貸借契約(本件借地権)を交わしていたところ、平成〇〇年〇月〇日付で、新たな賃貸借期間について契約を更新した。

編集部編

公売公告処分は借地権に関する記載が不十分と認められないと請求を棄却

Hは、本件借地権の対象となつていない土地に各建物を所有し、各建物は、いずれも昭和46年までに所有権保存の登記が經由された。

Hは、平成25年11月〇日に死亡した(当該死亡に係る相続を「本件相続」という)。本件相続に係る相続人は、Hの子らである請求人及びJの二人であった。Jは、26年5月14日、各建物について本件相続を原因として、Jを単独所有者とする所有権移転登記を経由した(請求人は、各建物について、本件相続を原因とする所有権移転登記を経由していない)。

原処分庁は、28年5月2日付で、滞納会社の滞納国税を徴収するため、d市e町〇〇の土地(本件土地)を差し押さえた(以下、「本件差押処分」という)。請求人及びJと滞納会社は、28年10月4日、請求人及びJが各建物を本件借地権とともに滞納会社に売却する旨の借地権付建物売買契約(本件売買契約)を締結した。

本件売買契約に係る契約書の第5条(引渡し、登記及び代金支払)は、売主は、各建物及びその敷地の引渡し並びに各建物に係る所有権移転登記の申請手続を28年10月31日までに履行し、買主は、登記申請完了と同時に売買代金を支払う旨、第14条(特約事項)は、各建物の解体完了後の取引とする旨を、それぞれ定めている。

各建物は、28年12月12日付で、原因を「28年10月21日取壊し」とする閉鎖登記がなされた。

請求人及びJは、本件売買契約の約定に従い、28年10月31日までに各建物を解体したにもかかわらず、滞納会社が売買代金を弁済しないとして、令和2年1月22日付で、滞納会社に対し、本件売買契約の取消し又は解除をする旨の通知書面を送付し、同月24日に滞納会社に到達した。

原処分庁は、令和〇年〇月〇日付で、滞納会社の滞納国税を徴収するため、本件土地について、徴収法第95条第1項の規定に基づき、公売公告兼見積額額公告(本件公売公告処分)を行った。

公売公告兼見積額額公告に記載された要旨は、以下のとおり。なお、別紙として本件借地権に係る賃貸借契約書の写しを添付している。

- (イ) 見積額額 〇〇〇〇円
- (ロ) 財産の表示
- A 所在 d市e町〇丁目
- B 地番 〇〇〇〇
- C 地目 〇〇
- D 地積 〇〇〇〇㎡
- (ハ) 特記事項
- A 動産あり
- B 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。賃貸借契約の内容は公売公告の別紙のとおり。

請求人は5年10月10日、本件公売公告処分について審査請求をした。

争点は、本件公売公告処分は、違法又は不当であるか否か。

請求人の主張

請求人が本件借地権を有する本件土地について、原処分庁が差押処分をした際に、国税徴収法第55条(質権者等に対する差押えの通知)の規定による通知を受けておらず、また、本件土地の公売公告において、本件借地権の目的となつていないことが明確に記載されていないことから、請求人に不利な内容となつており、本件公売公告処分は違法又は不当である。

審判所の判断

請求人は、借地権者ではあるが本件借地権の登記をしておらず、また、本件土地上に請求人名義で登記されている不動産を所有したこともなく、対抗要件を具備していないことからすると、国税徴収法第55条の規定による通知を受けるべき者には当たらない。また、本件公売公告において、土地上に借地権を主張する者がいること等の記載をもって、買受人がその現況を把握できる程度に記載されたものということができ、本件借地権に関する記載が不十分であると認められないことから、本件公売公告処分は違法又は不当ではない。

注目の一冊

駆け出し税理士の事務所構築術

(改訂版)

坂野上 満 著

近年、税理士試験に合格してもなかなか独立に踏み切ることができない人や、独立したけれども、どうやってこの先を進めていけばいいのかわからない、あるいは、目指すべき道が分からないという人の話を聞く機会がある。

この本では、多くの駆け出し税理士の先生や、将来税理士事務所開業を目指す人の、お客様に感謝される事務所づくりのために9つの視点を用意。

具体的には、会計事務所の仕事とはどのようなものかなどを説明した「会計事務所の仕事を知る」、社長とのコミュニケーションはどのようなものかなどを説明した「お客様とのコミュニケーション」、税法を読む際の基礎知識などを解説した「税法を知る」、「税法を読む」、所得税・法人税以外の税目とのからみはどのようなものかなどを説明した「税務調査を知る」、同じ時間で多くの仕事を片付けるための5原則などを説明した「仕事を効率的にこなす」など全9章で構成。

各章にはコラム欄も設けて、読みやすい体裁としている。

A5判、268ページ。定価2420円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-4141、FAX03-3829-4001)。



顧客満足度 No.1 企業

充実したアフターサービス

- OA機器部**
キヤノンデジタル複写機
京セラデジタル複写機
キヤノンOA機器
京セラOA機器
- オフィス家具部**
イトーキ・コクヨ・ウチダ
- 印刷機器部**
リソグラフ・オルフィス
(理想科学工業株式会社)
- パソコン・プリンター**
Windows 各メーカー
Apple Macintosh

イワオ事務機株式会社

〒870-0935 大分市古ヶ鶴2-2-19
TEL 097-552-0911 FAX 097-551-7876
http://www.iwao-net.co.jp

株式会社 血の池地獄

代表取締役社長 松田 隆

〒874-0016 別府市大字野田778番地
TEL (0977) 66-1191
FAX (0977) 66-1811

*** 営業品目 ***

生コンクリートの製造及び販売
コンクリートの配合設計
コンクリート及び骨材の各種試験

日本産業規格認証取得工場

県南生コン株式会社

代表取締役社長 佐々木 大

〒876-0012 大分県佐伯市大字鶴望433番地
(佐伯工場) TEL(0972) 22-1761 FAX(0972) 22-4579

〒876-0022 大分県佐伯市宇鳥越10101番地の1
(中央工場) TEL(0972) 29-2111 FAX(0972) 29-2113

〒879-3301 大分県佐伯市宇目大字小野市5054番地の1
(赤嶺・宇目工場) TEL(0972) 54-3224 FAX(0972) 54-3802

新 口福なる 晩酌術

酒と食のジャーナリスト・著述家 山同 敦子

日本酒作りには、「コシヒカリ」などの食用米も使われますが、酒造りに特化した酒造好適米（通称、酒米）と呼ばれる品種があります。作付面積一位の「山田錦」を筆頭に、登録される酒米は100種類以上！各地で気候風土に合わせた品種改良が進み、年々数が増えています。

葡萄果汁を発酵させて造るワインは、原料の葡萄の差がそのままワインの差になると言われますが、複雑な発酵方式で造られる日本酒は、原料の米より、造り手の考え方や流儀の違いのほうが、酒になったときに大きな差になると考える人もいます。ただ、同じ造り手で比べると米の品種による違いは明らか。米の知識は、好みのお酒を選ぶときに役立つはず。そこで、代表的な酒米品種と、お酒の味や印象を2回に渡って紹介します。

「山田錦」酒米の“王様”、“優等生”と称される品種。コクと複雑味があり、バランスのとれた気品のあるお酒になると言われます。「特別なことをしなくても上質な酒になり、多少の失敗をしてもカバーしてくれる。造

“王様”支持？ それとも“オマチスト”？ 知っておきたい基本の酒米 その1

りやすく優れた酒米」と造り手は賞賛しています。飲んだ後の余韻が長く続き、熟成にも向くため、純米大吟醸酒や純米吟醸など高級酒に使われることが多い品種です。

1936年に兵庫県で育成され、主産地は兵庫県を中心とした西日本ですが、北海道から九州まで広く栽培されています。地域による品質、価格差は大きく、最高峰とされるのが兵庫県の三木市吉川、加東市東条地区、加東市社地区。福岡県糸島市、徳島県も高評価です。収穫は晩秋の晩生品種です。

「雄町」山田錦と並び称される品種。米が持つポテンシャルが高く、濃厚で、まるみがあり、おおらかな味わいのお酒になると言われます。その味わいを愛好する“オマチスト”と呼ばれる熱狂的なファンも存在します。西日本の造り手は、旨味と酸味をしっかりと出して、野性味を感じさせるお酒にする傾向。一方、東北の造り手は、第一印象はすっきりとシャープで、飲み進めるとふっくらとした色気を感じさせるタイプに仕上げる人が多いようです。米の価格は高く、主に高級酒に使われます。

1866年に岡山県で選抜改良され、百年以上途絶えずに栽培されている唯一の品種です。山田錦よりさらに収穫期の遅い晩生。ちなみに「山田錦」は「雄町」と「単稈渡船」の掛け合わせで誕生。酒米のツートップ「雄町」と「山田錦」は、親子なのです。

【規定の概要】
日本の所得税法は納税者を3態様に分けて、それぞれ課税所得の範囲を定めていることは、ご存知のとおりです。

とりわけ、非永住者（居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所または居所を有していた期間の合計が5年以下である個人）の課税所得の範囲は、①国外源泉所得以外の所得及び②国外源泉所得

非永住者に係る送金時と所得発生時にズレがあった場合の取扱い

国際税務



税理士 永田 金司

（国外にある有価証券の譲渡により生ずる所得として政令で定めるものを含む）で国内において支払われ、又は国外から送金されたものと定められています。

国外源泉所得の発生時期の判断は日本税法？

源泉地国の所得発生基準が適用可は

金額を国外源泉所得とみなし、国外源泉所得がなければ送金があっても国外源泉所得はないものとみなされることとなります。

【対処に悩んだ事例】
非永住者に係る送金課税で悩んだ点が2つありま

（ケース1）国外源泉所得（収益）の発生時期の判断に日本税法と源泉地国税法の適用があり、例えば、不動産の譲渡についての日本税法は原則、引渡し基準です。韓国税法は原則、譲渡代金全額精算時です。もし、2024年に代金の大部分を受領し日本で資金需要があつたが、韓国では全額代金精算が済んだ2025年

に不動産譲渡の申告をします。この場合、2024年での送金課税はされないと考えるものの、引渡し基準（例えば、物件がマンションで2024年中に引渡し済）での収益計上となると、日本での国外源泉所得が発生します。収益計上時期の判断は、日本税法なのかという点です。

（ケース2）「各年において」及び「その年における」の解釈です。1年単位で所得発生時期と送金時期をみるのと規定かと考えますが、例えば、2025年1月に日本に送金したが、2025年12月にマンション売却の譲渡所得が発生した。この場合でも、年単位での判断であるならば、2025年国外源泉所得が発生し、かつ、日本に送金があつたとみる。年の途中で

永住者になると、その時点区分され、年単位では、なかなか納税者の理解が…。【あつたらいいな、こんな規定】
（ケース1）日本所得税法を適用して、収益計上時期の判断するものと理解しています。しかし、源泉発生地国の税法に基づいて適正な申告と判断されれば、その国の所得発生基準を適用しても良いとのF A Qがあれば、実務に大変助かるのですが…。

（ケース2）その年の課税を免れるために意識的に送金時期と所得発生時期をずらすことも可能で、これも1つの割り切りと考える。その年で送金が所得発生時より早い場合にも、送金課税対象となる、ならならぬF A Qがあれば良いのですが…。

TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、国税庁の令和5事務年度における法定外資料の収集枚数になります。

答え = 億 万枚

ナンプレの予想難易度：6

			2	7				8
9	E			4				
	4		D		3			
	9	2	8	1		3		6
	1	4	3		6	2	7	
5		3		9	2	8	1	
	B			6		A		2
		C			8			5
3				2	7			

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp
当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 5月25日(日)

前回の答え 億 万枚 億 万枚 万枚

おいしさ、たのしさ、チokolチョコ

MILK CHOCOLATE COFFEE NUGAR CHOCOLATE

松尾製菓株式会社
〒826-8555 福岡県田川市川宮1191-1

一に休養、二に栄養、三・四がなくて

後藤散

後藤散せきどめ 後藤散かぜ薬顆粒 後藤散

この医薬品は、「使用上の注意」をよく読んでお使いください。特にアレルギー体質の方は、服用前に薬剤師、登録販売者にご相談ください。

うすき製薬株式会社 お客様相談室 0120-5103-81 受付時間 9時00分～17時00分
大分県臼杵市東997-1 www.gotosan.co.jp

第②類医薬品

中小企業の海外進出が低下

商工中金調査 ベトナムへの進出率は上昇

商工組合中央金庫(商工中金)は4月30日、今年1月に実施した「中小企業の海外進出・輸出に関する調査」を公表した。それによると、海外進出・海外事業を行っている企業の比率は平成30年の前回調査の11.3%から8.9%に低下し、今後進出の予定なしとする企業は72.9%から77.2%に増加したとしている。

海外進出・海外事業 現状については「順調」と「縮小」「撤退」が増加したとしている。海外進出の理由(最も重要)については、「海外市場の拡大が期待できるため」が最も高く約4割。海外における人件費の上昇などを背景に「安い人件費等を活用したコストダウンのため」は前回調査の31.7%から19.0%に低下したとしている。

進出先・進出予定先については、海外進出を行っている企業のうち、約半数が中国に進出。ただし、中国への進出率は低下しており、今後の進出予定先としてもポジションは低下している。他方、ベトナムへの進出率は上昇し、今後の進出予定先としても注目度が高いとしている。

向については、全産業のうち輸出を行っている企業は14.4%、「予定・検討」及び「興味・関心がある」企業の合計は9.3%。輸出を行っている企業比率は、製造業27.0%、非製造業8.4%となっている。

伝統的酒造りでイベント

広島国税局は3日、広島市中区の平和記念公園や平和大通り一帯で開催された「2025ひろしまフラワーフェスティバル」の会場で、「伝統的酒造りPRイベント」を実施し、II写真。

ユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」や日本産酒類の魅力を広く国内外に発信しようと企画した。当日は、3人の酒造りの専門家を招いてトークイベントを実施

し、「伝統的酒造り」の歴史や技術をはじめ、酒処として有名な広島県の酒の魅力を語り、外国人の来場者らによる鏡開きも披露され、会場は多くの人で賑わっていた。



また、外国人の来場者らによる鏡開きも披露され、会場は多くの人で賑わっていた。同フェスティバルは毎年ゴールデンウィークに開催される広島県内最大級のイベントで、今年は期間中に170万人が訪れた。

また、外国人の来場者らによる鏡開きも披露され、会場は多くの人で賑わっていた。同フェスティバルは毎年ゴールデンウィークに開催される広島県内最大級のイベントで、今年は期間中に170万人が訪れた。

20歳未満飲酒防止を啓発

南署と小売酒販組合が理美容学校で、大阪・南税務署(土田真弘署長)と南小売(事長)は4月23日、高津理美容専門学校で、多くが高校卒業生間もない新入生を対象と

した「20歳未満飲酒防止」啓発講演を実施した。税務署と酒販組合がタッグを組んで飲酒防止に特化した講演は、大阪局管内において初の取組であり、浅井理事長および土田署長が講師として、それぞれ酒販店による年齢確認の取組・20歳未満の者がお酒を飲んではいけない5つの理由、コンプライアンス遵守の重要性等について熱心に語り、新入生にとって

また、外国人の来場者らによる鏡開きも披露され、会場は多くの人で賑わっていた。同フェスティバルは毎年ゴールデンウィークに開催される広島県内最大級のイベントで、今年は期間中に170万人が訪れた。

また、外国人の来場者らによる鏡開きも披露され、会場は多くの人で賑わっていた。同フェスティバルは毎年ゴールデンウィークに開催される広島県内最大級のイベントで、今年は期間中に170万人が訪れた。

津理美容専門学校で、多くが高校卒業生間もない新入生を対象とした「20歳未満飲酒防止」啓発講演を実施した。税務署と酒販組合がタッグを組んで飲酒防止に特化した講演は、大阪局管内において初の取組であり、浅井理事長および土田署長が講師として、それぞれ酒販店による年齢確認の取組・20歳未満の者がお酒を飲んではいけない5つの理由、コンプライアンス遵守の重要性等について熱心に語り、新入生にとって

また、外国人の来場者らによる鏡開きも披露され、会場は多くの人で賑わっていた。同フェスティバルは毎年ゴールデンウィークに開催される広島県内最大級のイベントで、今年は期間中に170万人が訪れた。

また、外国人の来場者らによる鏡開きも披露され、会場は多くの人で賑わっていた。同フェスティバルは毎年ゴールデンウィークに開催される広島県内最大級のイベントで、今年は期間中に170万人が訪れた。

キャッシュレス納付をPR

呉納貯連など「納貯の日」にあわせ

広島・呉納税貯蓄組(長)はこのほど、呉税合連合会(武安紘二会 務署(山手健次署長)や呉市内の金融機関3行とともに「キャッシュレス納付推進イベント」を開催した。

4月10日の「納貯の日」にあわせて各金融機関の店舗で実施した。このうち、呉信用金庫本店で行われたイベントでは、同納貯連役員と同署職員が、納税に訪れた窓口利用者にパソコンやスマートフォンを使った納付の概要を説明したほか、ダイレクト納付手続きを体験してもらった。キャッシュレス納付の利便性を語った。



行われたイベントでは、同納貯連役員と同署職員が、納税に訪れた窓口利用者にパソコンやスマートフォンを使った納付の概要を説明したほか、ダイレクト納付手続きを体験してもらった。キャッシュレス納付の利便性を語った。

デジタル化宣言でイベント

太田署管内納連が三税とともに、茨城・太田税務署(長)は、茨城県常陸太田(白土隆彦会長)は、

茨城・太田税務署(長)は、茨城県常陸太田(白土隆彦会長)は、

茨城・太田税務署(長)は、茨城県常陸太田(白土隆彦会長)は、

茨城・太田税務署(長)は、茨城県常陸太田(白土隆彦会長)は、

茨城・太田税務署(長)は、茨城県常陸太田(白土隆彦会長)は、



茨城・太田税務署(長)は、茨城県常陸太田(白土隆彦会長)は、

茨城・太田税務署(長)は、茨城県常陸太田(白土隆彦会長)は、

茨城・太田税務署(長)は、茨城県常陸太田(白土隆彦会長)は、

茨城・太田税務署(長)は、茨城県常陸太田(白土隆彦会長)は、

来月2、3日に研究会

青色21財務省の藤山課長らが講演

一般社団法人青色21ネットワーク研究会(梅原祐治会長)は6月2日と3日、大阪市内のKKRホテル大阪で第41回研究会を開催する。

2日は、財務省主税局税制第一課の藤山智博課長が「税制の現状と課題」(仮)をテーマに、公益財団法人東京財団政策研究所の森信茂樹研究主幹が「税制・財政の課題と財務省都市伝説」と題してそれぞれ特別講演をするほか、研修を次の内容で行うこととしている。

【研修Ⅰ】「これからの消費税指導(インボイス)の課題について」(公益社団法人浜松西青色申告会・鈴木孝明専務理事)

【研修Ⅱ】「事例研究 生成AIの活用について」(ロールプレイング) (公益社団法人杉並青色申告会・井関明則事務局長、一般社団法人えどがわ青色申告会・益子縁事務局長、一般社団法人葛飾青色申告会・伊藤崇事務局長)

民間納税協力団体の方々に活用いただいている

啓発商品

☆記念品・参加賞等として、「団体名」「PR」等を入れたグッズを承ります!
【取扱いグッズ】ボールペン、シャープペン、クリアホルダー etc.
※ その他各種商品を取り揃えています。詳細はお問合せください。 ※ 200個以上のご注文より承ります。(一部の商品印刷不可)

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03(3829)4141(代)
FAX 03(3829)4001
URL http://www.zaikyo.or.jp

問合せ先

会活動を通じ企業の発展と円滑な税務行政の推進に寄与する!!

別府地区税務協力団体長連絡協議会

公益社団法人別府法人会・会長	瑞木 一博	南九州税理士会別府支部・支部長	寄山 智成	別府地区納税貯蓄組合連合会・会長	清家 壽人
別府地区青色申告会連合会・会長	衛藤富喜雄	大分県酒造組合・別府地区代表	二階堂雅士	大分県酒造組合・国東地区代表	萱島 進
別府間税会・会長	二階堂雅士	別府小売酒販組合・理事長	照山 秀逸	国東小売酒販組合・理事長	森 栄二